



2016年5月20日

各 位

会 社 名：株式会社ツクイ
 代表者名：代表取締役社長 津久井 宏
 (コード番号：2398 東証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年5月20日開催の取締役会において、2016年6月28日開催予定の当社第48期定時株主総会(以下本総会)に、定款の変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、企業の持続的価値向上とコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、監査等委員会設置会社に移行したく、この移行に必要となる、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等、定款の一部変更を行うものであります。また、2015年9月施行の労働者派遣法の改正に対応するとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に定める事業目的に所要の変更を加えるものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～13. (条文省略)	1. ～13. (現行どおり)
14. 有料老人ホーム事業、サービス付き高齢者向け住宅事業における介護サービスの提供	14. 有料老人ホーム事業、サービス付き高齢者向け住宅事業における介護サービスの提供
15. ～22. (条文省略)	15. ～22. (現行どおり)
23. <u>一般労働者派遣事業</u>	23. <u>労働者派遣事業</u>
24. ～34. (条文省略)	24. ～34. (現行どおり)

<p>(新 設)</p> <p>35. ～36. (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～3. (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>35. <u>食品・菓子・パン類の製造および販売、飲食店の営業および運営</u></p> <p>36. ～37. (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する</u></p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって <u>取締役 (監査等委員である者を除く。)</u> の中から選定する。</p> <p>2. 取締役会はその決議によって、<u>取締役 (監査等委員である者を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会招集の通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
--	---

<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第30条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
--	---

<p>(<u>監査役会の招集通知</u>) <u>第34条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の</u> <u>手続きを経ないで監査役会を開催する</u> <u>ことができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議方法</u>) <u>第35条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>) <u>第36条</u> 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(<u>監査役会規則</u>) <u>第37条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(<u>報酬等</u>) <u>第38条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>) <u>第39条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(<u>監査等委員会の権限</u>) <u>第30条</u> 監査等委員会は、法令に定めがある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) <u>第31条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の</u> <u>手続きを経ないで監査等委員会</u> <u>を開催することができる。</u></p> <p>(<u>常勤監査等委員</u>) <u>第32条</u> 監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。</p>

(新 設)	(監査等委員会の決議方法) 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わる ことができる監査等委員の過半数が出 席し、その過半数をもって行う。
(新 設)	(監査等委員会の議事録) 第34条 監査等委員会の議事録は、法令で定め るところにより書面または電磁的記録 をもって作成し、出席した監査等委員 は、これに署名もしくは記名押印し、 または電子署名を行う。
(新 設)	(監査等委員会規則) 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令、 本定款のほか、監査等委員会において 定める監査等委員会規則による。
第40条～第44条 (条文省略)	第36条～第40条 (現行どおり)
附 則 (新 設)	附 則 第2条 当社は、第48期定時株主総会終結前 の行為に関する会社法423条第1項所定 の取締役(取締役であった者を含む)の 損害賠償責任を、各監査等委員の同意 を得ることを条件に、法令の限度にお いて、取締役会の決議によって免除す ることができる。
(新 設)	第3条 当社は、第48期定時株主総会終結前 の行為に関する会社法第423条第1項所 定の監査役(監査役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の限度におい て、取締役会の決議によって免除す ることができる。

3. 日程

定款変更取締役会決議日

2016年5月20日 (金曜日)

定款変更の効力発生日

2016年6月28日 (火曜日)

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社ツクイ 経営企画部

TEL045-842-4193